

**鳥取県西部広域行政管理組合 建築関連工事に係る公募型指名競争入札及び一般競争入札
応募条件表（令和6年5月17日以降適用）**

- 1 本資格表は、あくまで通常の場合に調達公告で設定する応募条件について定めたものであり、実際には工事内容により必要に応じて条件を変更することがあるので注意すること。
- 2 本表に掲載した工種の工事のうち、予定価格が本表に掲載していない価格帯（1.5億円未満等）のものについては、通常の場合、「圏域内」・「単独」で発注し、他に特別な条件は設定しないことを原則とする。

工種	予定価格	単独・JV	主たる営業所所在地、条件区分、点数、 1級技術者数等 ※単独発注の場合は、代表者欄に記載		摘要
			代 表 者	それ以外の構成員	
建築一式 工事 (一般)	1.5億円以上 2億円未満	単独	圏域内 A-1区分のうち1級 技術者数3人以上	/	
	2億円以上 4億円未満	JV (2者)	圏域内 A-1区分のうちP 940点以上及び1級技 術者数3人以上	圏域内 A-1区分のうち1級 技術者数3人以上	
	4億円以上 10億円未満	JV (3者)	圏域内 A-1区分のうちP 940点以上及び1級技 術者数3人以上	2者 圏域内 A-1区分のうち1級 技術者数3人以上	
	10億円以上 24.1億円未満	JV (3者)	圏域内 A-1区分のうちP 940点以上及び1級技 術者数5人以上 又は 圏域外 P1,200点以上	2者 圏域内 A-1区分のうち1級 技術者数3人以上 又は圏域外、P920点 以上	
	24.1億円以上	JV (4者)	P1,200点以上	3者 P920点以上	
電気工事	1.5億円以上 3億円未満	JV (2者(うち 1者は圏域 内に限る))	圏域内 A-1区分のうち1級 技術者数2人以上 又は準圏域内	圏域内 A-1区分のうち1級 技術者数2人以上 又は準圏域内	
	3億円以上 5億円未満	JV (3者(うち 2者は圏域 内に限る))	圏域内 A-1区分のうち1級 技術者数2人以上 又は準圏域内	2者 圏域内 A-1区分のうち1級 技術者数2人以上 又は準圏域内	
	5億円以上	JV (3者)	P1,100点以上	2者 圏域内 A-1区分のうち1級 技術者数2人以上	
管工事	1.5億円以上 3億円未満	JV (2者(うち 1者は圏域 内に限る))	圏域内 A-1区分のうち1級 技術者数2人以上 又は準圏域内	圏域内 A-1区分のうち1級 技術者数2人以上 又は準圏域内	

	3億円以上 5億円未満	J V (3者(うち 2者は圏域 内に限る))	圏域内 A-1区分のうち1級 技術者数2人以上 又は準圏域内	2者 圏域内 A-1区分のうち1級 技術者数2人以上 又は準圏域内	
	5億円以上	J V (3者)	P1, 100点以上	2者 圏域内 A-1区分のうち1級 技術者数2人以上	

- (注) 1 「圏域」とは、組合を構成する市町村を範囲とし、当該範囲内に主たる営業所を有する者を「圏域内業者」とする。
- 2 「A-1区分」、「A-2区分」及び「B区分」、は、鳥取県西部広域行政管理組合参加希望型指名競争入札参加条件設定基準（以下「参加希望型入札参加条件設定基準」という。）別表1に規定する工種ごとの条件区分とする。
- 3 「1級技術者数」は、参加希望型入札参加条件設定基準第4条に規定する1級技術者職員数とする。
- 4 「P」は、希望型入札参加条件設定基準第4条に規定する総合評定値とする。
- 5 「準圏域内」は、「P」が860点以上あり、かつ、圏域内の支店等に電気工事にあつては15名以上、管工事にあつては20名以上の技術者を常に備えている圏域外業者とする。